

令和2年から3年までの冬期の大雪に係る支援対策のポイント

【農林水産省HP】

https://www.maff.go.jp/j/saigai/setgai/ooyuki_2020-2021.html

※各事業の内容や公募に関する情報を確認できます。



令和3年2月

農林水産省

被害の特徴と支援対策の考え方	1
支援対策の概要	2
農業用ハウスの再建・修繕等への支援の基本的な考え方	3
被災した農業用ハウス(パイプハウス)の支援対策	
・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ(優先採択))	4
・持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)	4
被災した共同利用施設等の再建・修繕や暴風雪や台風にも強い耐候性ハウスの導入	5
被災した農業用ハウス等の廃棄物の処理	6
農業用ハウスの補強	7
自然災害に予め備えた園芸産地をつくるための支援	8
被災した農業用ハウス等の事前着工と査定前着工	9
被災した畜舎の再建やへい死した家畜の再導入	10
被災した農業機械の修繕・再取得・リース導入	11
被災した果樹の修復、果樹棚の再建、植替え(改植)	12
被災した農作物(育苗ハウスの倒壊による影響も含む)向けの支援	13
林野関係に対する支援	14
水産業への被害に対する支援	15
いつでも加入できます！万一に備える園芸施設共済	16
経営を守る強い味方！収入保険制度	17
お問い合わせ先・相談窓口・説明会開催のご用命はこちらへ！	18

被害の特徴と支援対策の考え方

被害の特徴

- 令和2年12月からの大雪により、東北、北陸地方を中心に、北海道、関東、東海、近畿、中国、四国、九州でも、**農業用ハウスや畜舎等の倒壊、果樹の枝折れ、倒伏**など、多くの被害が発生

・積雪により倒壊したハウス



・積雪により倒壊したハウス内



・積雪による牛舎の倒壊



・積雪による樹体の枝折れ



支援対策の考え方

- 一日でも早い農林漁業者の経営再建に向けきめ細やかな支援を実施
 - ①被災した農業用ハウスや畜舎等の**再建・修繕**と、併せて行う**撤去**に必要な経費を支援
また、事前着工による早期の復旧を促進
 - ②果樹の枝折れに対する**修復**や、倒伏等に伴って**植替え(改植)**に必要な経費を支援
 - ③農作物の被害や育苗ハウスの倒壊に伴い、**追加的な防除・施肥、種子・種苗・融雪剤等の確保**に必要な経費を支援
周辺の育苗施設から被災地域へ水稻等の種苗を融通するための輸送に要する経費も支援

支援対策の概要

- 令和2年12月からの大雪により、東北及び北陸地方を中心に、農業用ハウスや畜舎等の倒壊、果樹の枝折れ、倒伏など多くの被害が発生。
- 一日でも早い農林漁業者の経営再建に向け、①農業用ハウス、共同利用施設、畜舎、農業機械等の復旧、②果樹を含む農作物被害等への支援、③林野、水産関係に係る支援を行う。

経営再建に向けた支援

【共済金等、災害関連資金の措置】

- 共済金の早期支払い、収入保険のつなぎ融資
- 長期・低利の農林漁業セーフティネット資金等により支援（円滑な新規融資、償還猶予等の措置を関係金融機関に要請）

【農業用ハウス、共同利用施設、畜舎、農業機械等の復旧】

- 農業用ハウスの再建・修繕等の経費を支援（補助率：共済金の国費相当額と合わせて1/2以内）
- 農業用ハウス・果樹棚等の資材費、農業機械等の修繕・再取得・リース導入の経費を支援（補助率1/2以内、3/10以内）
- 共同利用施設（乾燥調製施設等）や卸売市場施設の再建・修繕、共同利用する耐候性ハウスの導入等の経費を支援（補助率1/2以内）
- 畜舎・鶏舎（鳥インフルエンザ対応）の補改修、家畜導入等に要する経費の支援（補助率1/2以内）
- 農業用ハウスの再建と併せて行う撤去、共同利用施設等の再建の前提となる損壊した施設の撤去等の経費を支援
- 農業用ハウス等の災害廃棄物は、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ることの周知



【早期復旧を促進】

- 農業用ハウスや畜舎等の事前着工や査定前着工制度の活用による早期復旧を支援

【育苗ハウスの倒壊等により影響を受ける農作物被害等への支援】

- 被災に伴い必要となる追加防除・施肥、追加的な種子・種苗・融雪剤等の確保、作物残さの撤去、乾燥調製施設等の簡易な補修等に要する経費、水稻等の種苗を融通するために必要な輸送経費等の支援
 - ※資材の調達：補助率1/2以内、栽培環境整備：補助率1/2以内等
 - 施設の仮復旧：補助率1/2以内、周辺育苗施設の活用：7,000円/t以内
- 被害果樹の植替えやこれに伴う未収益期間に要する経費等を支援
 - ※植替え：りんご、ぶどう、おうとう等 17万円/10a、かんきつ類 23万円/10a等
 - 未収益期間：22万円/10a



果樹の枝折れ被害

【鳥獣被害防止施設の復旧等に向けた支援】

- 鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援

林野関係に対する支援

- 雪崩被害地等の復旧整備や、被災した森林の被害木の伐採・搬出、被害地への人工造林等を支援（補助率2/3等）
- 被災した木材加工流通施設や特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設の撤去・復旧・整備等を支援（補助率1/2）
- 林業・木材産業者への金融支援を実施



被災した特用林産振興施設

水産関係に対する支援

【被災した漁船に対する支援】

- 漁船保険の早期支払
- 融資等による支援
- 漁船のリース方式による導入を支援



転覆し、水没した漁船

【被災した共同利用施設に対する支援】

- 機能の向上を図るための新築、改築等を支援

農業用ハウスの再建・修繕等への支援の基本的な考え方

1日も早い復旧に向けて事前着工が可能です（P9参照）

被災した農業用ハウス



- 農業者が組織する団体等が申請します
- 3戸以上の農家が支援の対象です
- 自力施工を想定しているので、施工費は支援対象となりませんが、資材費の1/2以内を国が補助します

- 市町村が事業主体です
- 地域の中心経営体等が支援の対象です
- ハウスメーカー等に発注できます
- 整備費の3/10以内を国が補助します（園芸施設共済の国費分とあわせて上限1/2）
- 補助上限額は600万円/経営体です

- 農業者が組織する団体等が事業主体です
- 5名以上の農業従事者がいることが必要です
- ハウスメーカー等に発注できます
- 整備費の1/2以内を国が補助します

- 園芸施設共済に入っていれば、再建・修繕に必要な負担は大きく縮減できます
- 国の補助は、園芸施設共済の共済金の国費分と合わせて1/2が上限です
- 県や市町村の上乗せ補助があれば、被災農家の負担はさらに軽減されます

再建・修繕【自力施工】

（被災ハウスの撤去もセットで可能です）



+

補強、融雪パイプの整備も可能

○持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）

P4
参照

再建・修繕

（被災ハウスの解体・撤去もセットで可能です）



+

補強、融雪パイプの整備も可能

○強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）

P4
参照

耐候性ハウスに建替

（被災ハウスの解体・撤去もセットで可能です）



整備費の目安 1,100～1,500万円/10a

○強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設支援対策）

P5
参照

被災した農業用ハウス（パイプハウス）の支援対策

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）の優先採択

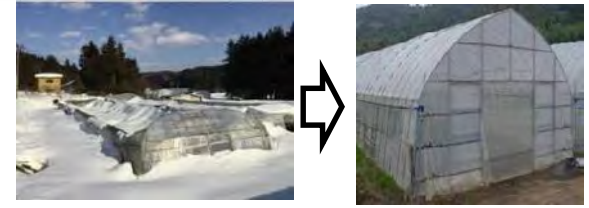
○農業用ハウスの導入費を補助します。

【補助上限額】 600万円／経営体（通常は300万円／経営体）

【事業実施主体】 市町村

【支援対象】 人・農地プランの中心経営体等
（融資又は地方公共団体の支援を受けていること）

【補助率】 3／10以内〈園芸施設共済加入者〉共済金の国費相当額を合わせて事業費の1/2相当
〈園芸施設共済非加入者〉共済加入者への補助率が上限

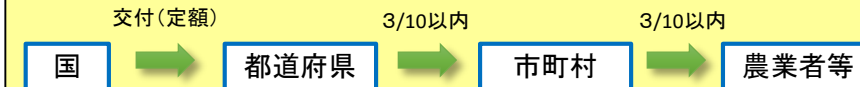


○再建・修繕等と併せて行う撤去も可能です。（→P 6 参照）

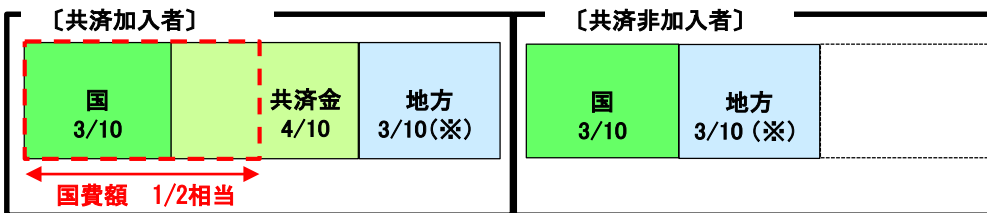
○被災したハウスの補強や融雪パイプの導入も可能です。（→P 7 参照）

○事前着工も可能です。（→P 9 参照）

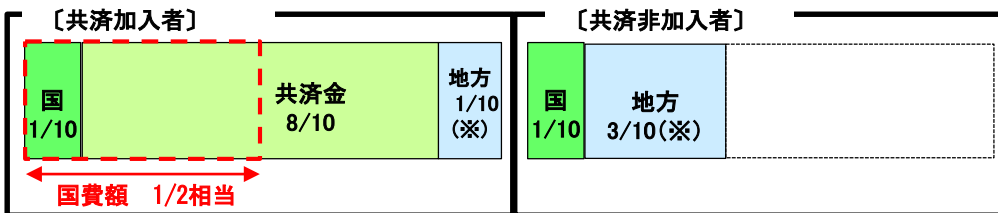
【事業の流れ】



《 耐用年数経過後の農業用ハウスの場合 》



《 経過年数1年以内の農業用ハウスの場合 》



※ 地方公共団体の補助は事業費を越えない範囲で調整。（令和元年東日本台風では、山梨県、長野県は3/10補助を措置）

持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）

○自力施工を想定しており、資材費を補助します。

【支援対象】 農業者の組織する団体等（3戸以上）

【補助率】 1／2以内

【補助上限額】 なし

○被災したハウス資材の処分費用も対象です（但し、解体費用は補助対象外です）。
（→P 6 参照）

○被災したハウスの補強や融雪パイプの導入も可能です。（→P 7 参照）

○事前着工も可能です。（→P 9 参照）

自力施工に関する詳しい情報はこちら

自力施工マニュアル（農林水産省HP）

URL: https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sise_tsu/attach/pdf/saigaitaisaku-16.pdf



【事業の流れ】



支援対象となるハウスの要件は、園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償等に参加することです

被災した共同利用施設等の再建・修繕や暴風雪や台風にも強い耐候性ハウスの導入

- 被災した共同利用施設等（乾燥調製施設等）の再建・修繕等を支援
- また、被災した農業者の農地に、JAやJA出資法人のような農業者の団体が耐候性ハウスを建設して、被災農業者等にハウスをリース

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設支援対策）

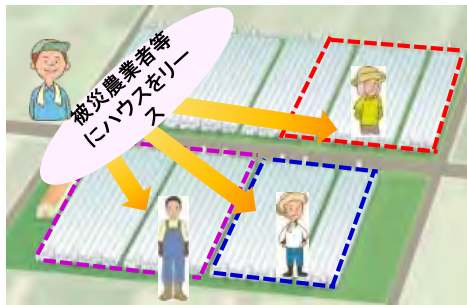
- 【事業実施主体】 農業者の組織する団体等
- 【支援対象】 受益農業従事者が5名以上
- 【補助率】 1/2以内
- 【補助上限額】 なし

- 再建・修繕等と併せて行う撤去も対象です。（→P 6 参照）
- 事前着工も可能です。（→P 9 参照）

ハウス団地（共同利用）を整備



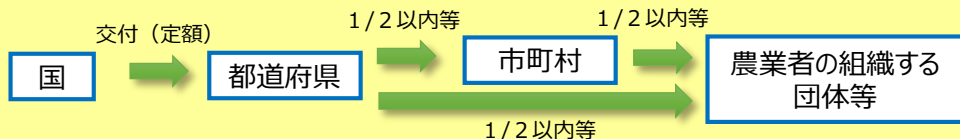
農業者等にハウスをリース



※農業者自身が整備した場合、農業者の初年度負担は事業費の1/2となります。

JAまたはJA出資法人が整備し、農業者が賃借した場合、リース期間中、農業者が分割して料金を払うため、農業者の初年度負担を大幅に軽減することが可能です。

【事業の流れ】



低コスト耐候性ハウスとは

- 骨組みに鉄骨や角パイプを用いたハウス（基礎あり）
- 接合部分等の改良により、従来の鉄骨ハウスよりコストを抑え、耐候性を向上（耐雪重 50kg/m²）
- 整備費用 1,100 ~ 1,500万円/10a

パイプハウス



低コスト耐候性ハウス

※令和元年の台風第15号では、パイプハウスは被害を受けたが、低コスト耐候性ハウスに被害はなかった。

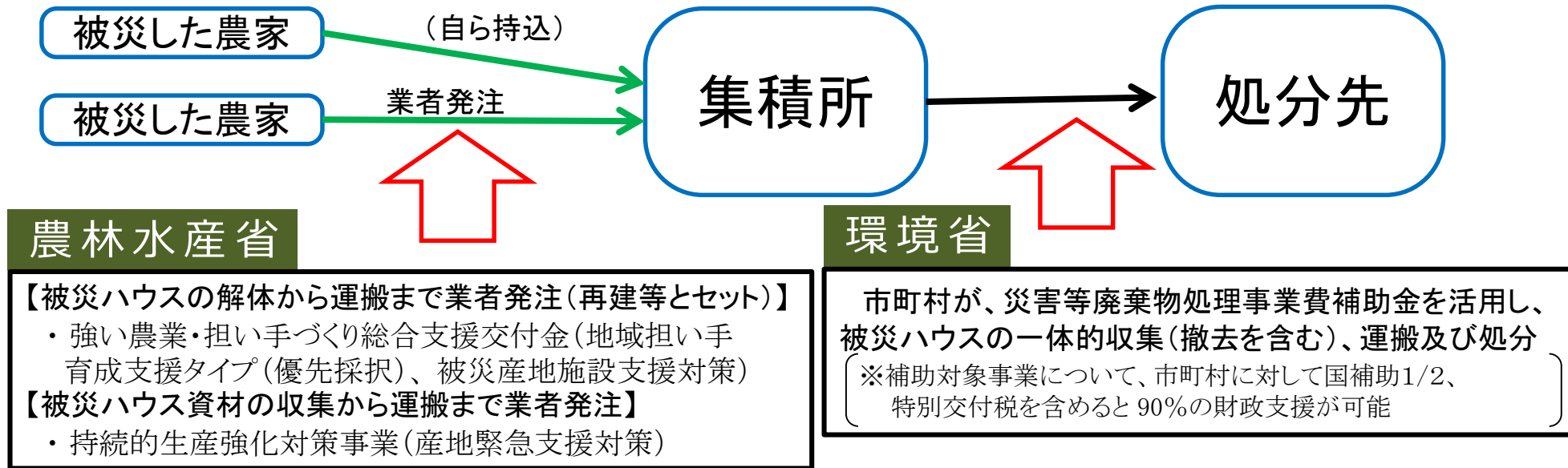
被災した農業用ハウス等の廃棄物の処理

1. 事業概要

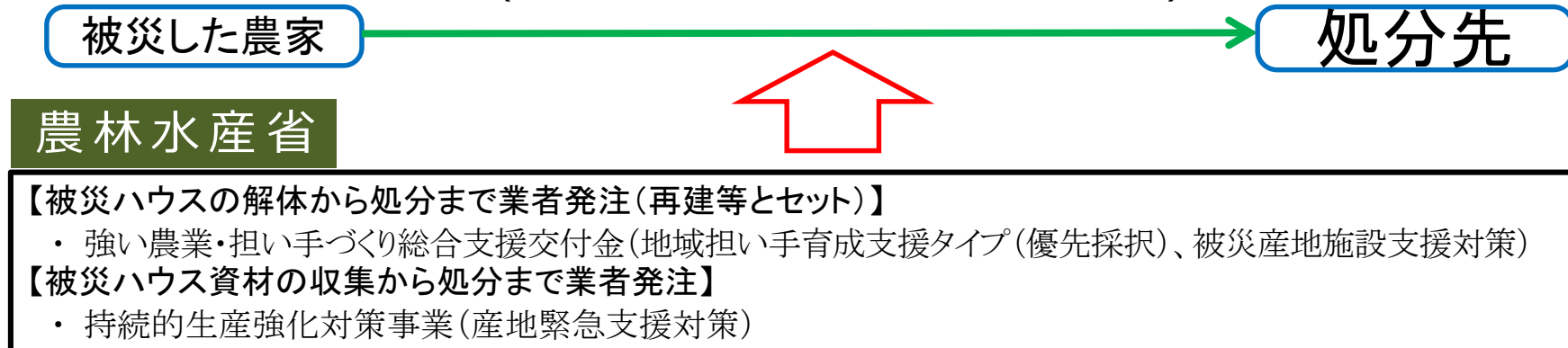
農林水産省と環境省の事業の連携により、被災した農業用ハウス等の処理を支援。

2. 処理スキーム

(1) 集積所を経由する場合



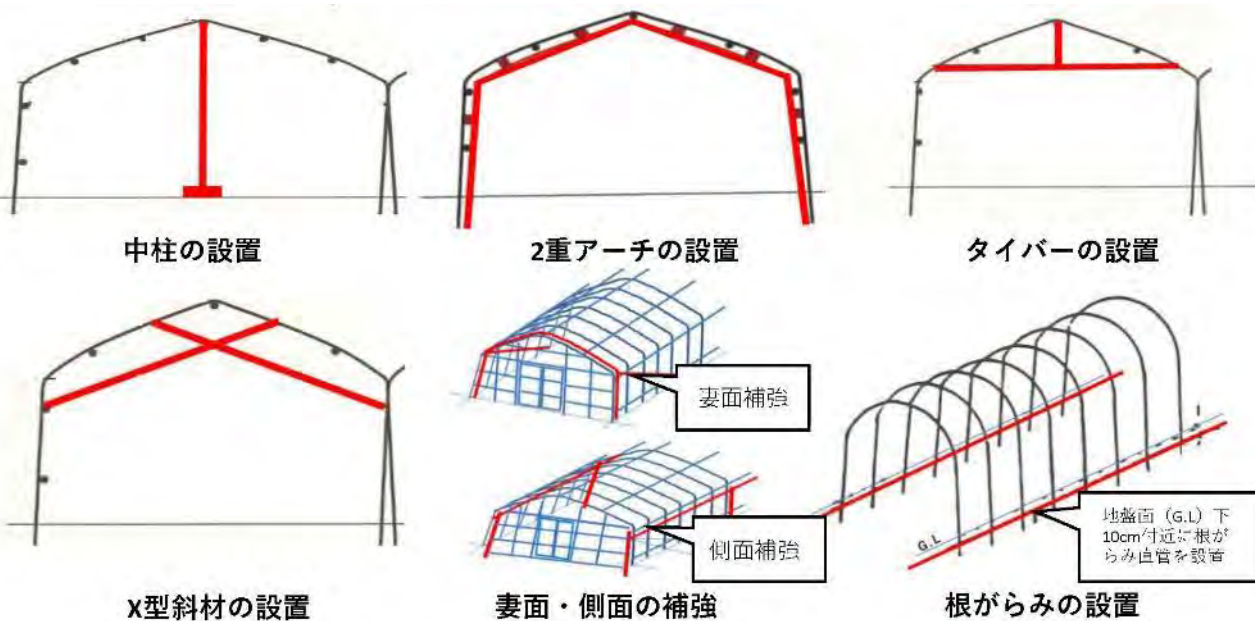
(2) 集積所を経由しない場合(ハウスの撤去を特に急ぐ必要がある等)



農業用ハウスの補強

○ ハウスへの中柱、2重アーチや融雪用パイプの設置(資材)が支援の対象となります。

○補強等の例



融雪装置 (加温機等) の設置

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)の優先採択
- 持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)(→P4参照)

➡ 被災したハウス・施設が対象

- 園芸産地における事業継続強化対策
- ・支援対象:ハウス本体の補強(施工費込み)、防風ネットの設置、融雪装置等の導入
- ・補助率:1/2以内(→P8参照)

➡ 既存ハウス、被災して再建したハウスが対象

台風や大雪に備える技術対策に関する詳しい情報はこちら

施設園芸の台風、大雪被害防止と早期復旧対策(農林水産省HP)



URL:<http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html>

自然災害に予め備えた園芸産地をつくるための支援

- 自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、**複数農業者で共同の事業継続計画(BCP)を策定**し、計画に基づく事業の継続や非常時の早期復旧に必要な**体制整備**、ハウスの**自力施工等の技能習得**、ハウスの**補強**、**融雪装置の導入**等の取組を支援。

園芸産地における事業継続強化対策

大雪や台風・大雨、地震等の自然災害によって通常の農業生産が困難になるおそれ



・業務継続のため、地域の関係者が連携する体制を整備しておくことが重要

→産地での事業継続計画の策定と実践を加速化



【事業内容】

1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備

【補助率：定額】

- 事業継続計画策定に向けた検討会の開催
- 非常時の協力体制整備に向けた検討会の開催
- 事業継続計画の推進に向けた講習会の開催及びマニュアル作成



検討会の開催



協力体制の構築

2 事業継続計画の実践

(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証

【補助率：定額】

- 農業者自らがハウスの補強や復旧を行うための自力施工講習会の開催
- 技能習得のために外部で行われる研修会等の受講
- 災害による被害が生じた後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証の取組



ハウス自力施工研修



災害復旧の取組実証

(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策

【補助率：1/2】

【対象：今後10年以上の利用が見込まれるハウス】

大雪・台風等によるハウスへの被害を軽減するための

- ハウス本体の補強（筋交い直管、タイバー、斜材、中柱等）
- 防風ネットの設置
- 耐候性を発揮させるための融雪装置等の導入
- 停電時の機能維持のための非常用電源の導入(共同利用に限る)



ハウスの補強



融雪装置



非常用電源の共同利用

【取組主体】

都道府県、市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等

【補助対象要件】

- ・都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。
- ・「2（2）既存ハウスの補強等の被害防止対策」の取組については、以下の全てを満たすこと。
 - ① 1の取組を併せて実施していること
 - ② 個々の経営体で事業継続計画を策定すること
 - ③ 取組対象者は収入保険に加入すること
 - ④ 対象施設が園芸施設共済又は民間保険に加入すること